

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和6年4月1日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地		全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和5年12月5日	広島県知事（般－2）第 14165 号	(有)ツムギ工務店	津麥 雄治	広島県広島市安佐南区	沼田町大字吉山1899－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月7日	広島県知事（般－2）第 33163 号	(有)アンテック	畝 寛治	広島県東広島市	西条町御園宇4745－7	一部廃業	建、大、左、屋、タ、筋、板、ガ、防、内、絶、具
令和5年12月11日	広島県知事（般－3）第 28345 号	(有)中村組本郷	中村 正則	広島県三原市	本郷南6－8－20	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月11日	広島県知事（般－30）第 36729 号	(株)高橋工建	高橋 淳平	広島県福山市	南手城町4－20－25	一部廃業	鋼
令和5年12月12日	広島県知事（般特－2）第 1955 号	(株)SUMIDA	隅田 英治	広島県山県郡北広島町	今吉田1527	一部廃業	管
令和5年12月12日	広島県知事（般－3）第 9098 号	(有)中本木工製作所	中本 立巳	広島県三次市	十日市中3－12－3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月12日	広島県知事（般－3）第 18997 号	(有)山野木工所	休束 直樹	広島県三次市	畠敷町1425	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月12日	広島県知事（般－2）第 26015 号	前表産業(有)	前表 伸幸	広島県三次市	三良坂町仁賀1550	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月14日	広島県知事（般－3）第 40208 号	(株)タナカ電工	田中 理恵	広島県呉市	焼山北3－41－15	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月14日	広島県知事（般－30）第 32381 号	(有)起電社	畑 貞男	広島県呉市	上長迫町9－18	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月21日	広島県知事（般－30）第 36806 号	(株)レッツ	中川 学	広島県広島市南区	仁保新町2－1－25	一部廃業	建
令和5年12月21日	広島県知事（特－1）第 34376 号	(株)ライトグリーン	岡本 昇	広島県広島市安佐北区	小河原町13	一部廃業	園
令和5年12月21日	広島県知事（般－4）第 38596 号	(合)松谷興業	松谷 竜也	広島県広島市東区	中山上2－25－28	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月26日	広島県知事（般特－3）第 26303 号	(株)トーホーダ産業	宮本 勉	広島市中区	鉄炮町6－7	一部廃業	管
令和5年12月26日	広島県知事（般－3）第 414 号	(有)小島松風園	小島 秀三	広島県広島市西区	古江新町2－3	一部廃業	土
令和5年12月26日	広島県知事（般－3）第 36059 号	(有)ウィンズ・オン	中野 早苗	広島県広島市安佐南区	高取南2-23-12	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月26日	広島県知事（般－3）第 35916 号	N2CREATION	永光 典夫	広島県福山市	蔵王町3138－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年12月26日	広島県知事（般－2）第 7732 号	小田信木材(有)	小田 信之	広島県広島市安佐北区	安佐町飯室6505－8	全部廃業	許可に係る全ての建設業